

議案第67号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。 [略] 大阪都市計画局 [(1)・(2) 略] (3) <u>大阪のまちづくりグランドデザイン</u> に係る企画、調整及び推進に関する事項 [略]	第2条 [同左] [同左] 大阪都市計画局 [(1)・(2) 同左] (3) <u>グランドデザイン・大阪及びグランドデザイン・大阪都市圏</u> に係る企画、調整及び推進に関する事項 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

大阪都市計画局の分掌する事務を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。